



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 三協フロンテア株式会社
代表者名 代表取締役社長 長妻 貴嗣
(コード番号 9639)
問合せ先 常務取締役管理本部長 端山 秀人
(TEL 04-7133-6666)

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 46 回定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第 31 条第 2 項を新設するとともに、第 42 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 31 条第 2 項の新設及び第 42 条第 2 項の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更定款案
(取締役の責任免除) 第 31 条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第 31 条 (現行通り)
(新設)	<u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>
第 32 条～第 41 条 (条文省略)	第 32 条～第 41 条 (現行通り)

<p>第 42 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第 42 条 (現行通り)</p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 27 年 6 月 23 日 (火)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 27 年 6 月 23 日 (火)

以上